

## 令和5年知多北部広域連合議会第2回定例会会議録目次

8月25日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	5
令和4年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	5
令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
令和5年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	11
令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	11
議員の派遣について	14

## 知多北部広域連合議会会議録（第81号）

### 1 招集年月日

令和5年8月25日（金） 午後2時00分

### 2 招集の場所

東海市役所 全員協議会室

### 3 応招議員（16人）

1番	加藤菊信	2番	佐藤友昭
3番	中村義幸	4番	秋葉みどり
5番	鷹羽琴美	6番	宮下真悟
7番	藤本宗久	8番	柴崎智子
9番	伊藤清一郎	10番	中山貴弘
11番	石濱隼人	12番	藤井貴範
13番	鏡味昭史	14番	前田明弘
15番	北野興地	16番	秋葉富士子

### 4 不応招議員

なし

### 5 開閉の日時

開会 令和5年8月25日 午後 2時00分

閉会 令和5年8月25日 午後 2時40分

### 6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 古川 貴 浩 書 記 笠 木 綾 子

9 説明のため議場に参加した者

広域連合長	花 田 勝 重	副広域連合長	岡 村 秀 人
副広域連合長	宮 島 壽 男	副広域連合長	日 高 輝 夫
選任副広域 連 合 長	星 川 功	代表監査委員	田 中 奈 美
会計管理者	吉 田 幸 尚	事務局長	阪 野 嘉代子
総務課長	伊 藤 孝 英	事業課長	三ツ矢 誠
事業課長補佐	高 島 千 晴	事業課長補佐 兼認定係長	岡 本 章 良

〈関係市町〉

東 海 市 健康福祉監	植 松 幹 景	東 海 市 高齢者支援課長	徳 永 龍 信
大 府 市 福祉部長	猪 飼 健 祐	大 府 市 高齢障がい支援課長	小 島 紳 也
知 多 市 福祉子ども部長	花 井 佳 世	知 多 市 長 寿 課 長	椴 山 友佳子
東 浦 町 健康福祉部長	鈴 木 貴 雄	東 浦 町 ふくし課長	内 田 由紀子

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 4	例月出納検査結果報告（5月分～6月分）	
4	認定 1	令和4年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
5	” 2	令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
6	議案 1 2	令和5年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）	
7	” 1 3	令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
8		議員の派遣について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(8月25日 午後2時00分 開会)

議長（鷹羽琴美）

皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和5年知多北部広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

---

議長（鷹羽琴美）

会議に先立ち、広域連合長から御挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、改めまして、こんにちは。議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会が開かれるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会第2回定例会をお願いしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会におきましては、令和4年度決算の認定及び令和5年度補正予算についての議案を提出させていただいております。

議案内容につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

議長（鷹羽琴美）

ありがとうございました。これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、12番藤井貴範議員、13番鏡味昭史議員を指名いたします。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定しました。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第3、報告第4号「例月出納検査結果報告（5月分～6月分）」を議題といたします。

本件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

---

議長（鷹羽琴美）

続いて、日程第4、認定第1号「令和4年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第5、認定第2号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阪野嘉代子）

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、認定第1号「令和4年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で、主たるものを申し上げますので、よろしく願いいたします。

まず、歳入につきまして、10、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金37億1,456万5,000円は、広域連合規約に基づく関係市町からの負担金で、内訳といたしましては、右側備考欄に記載のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金8,352万8,350円は、低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する2分の1の負担割合でございます。

3款県支出金、1項1目県負担金4,176万4,175円も低所得者保険料軽減負担金で、軽減額に対する4分の1の負担割合でございます。

2項1目県補助金96万7,000円は、低所得者利用者負担対策費補助金で、歳出の3款1項1目低所得者利用者負担対策事業費に対する4分の3の補助率となっております。

12、13ページをお願いいたします。

3項1目県委託金1万1,000円は、生活保護法に基づく介護認定に係る審査判定委託料でございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金1,530円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金1,387万5,550円は、当初予算の財源、低所得者保険料軽減に係る財源調整及び介護給付費不足分に充てるため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金1億5,554万1,026円は、令和3年度介護保険事業特別会計の決算確定に伴い、介護給付費、地域支援事業費、事務費等の超過分を特別会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金1,097万1,690円は、令和3年度決算額の確定により繰り越したものでございます。

7款諸収入、1項1目預金利子721円は、歳計現金等の預金利子でございます。

14、15ページをお願いいたします。

2項1目雑入31万9,177円は、雇用保険被保険者負担金等でございます。

以上、歳入合計は40億2,154万5,219円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

1款議会費、1項1目議会費は79万2,446円で、執行率88%でございます。主な内容としたしましては、1節報酬は関係市町選出議員16人分の報酬、8節旅費は定例会及び臨時会の費用弁償、12節委託料は3回分の会議録作成委託料でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費は39億9,562万1,270円で、執行率は99.7%でございます。主な内容としたしましては、1節報酬は会計年度任用職員の報酬、2節給料から4節共済費までは一般職員の給料、手当等の人件費、7節報償費は顧問弁護士及び法律相談時の弁護士の報償金でございます。

18、19ページをお願いいたします。

12節委託料は、総合収納システム運営委託料等、22節償還金、利子及び割引料1億5,407万5,026円は、令和3年度の介護保険事業特別会計精算金を各市町に返還したものでございます。

20、21ページをお願いいたします。

27節繰出金35億1,790万475円は、備考欄に記載のとおり介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減分の特別会計への繰出金でございます。なお、財源は、関係各市町からの負担金並びに低所得者保険料軽減分の国・県負担分でございます。

2目財政調整基金費1,043万9,220円は、前年度繰越金等1,043万8,000円を増額補正し、預金利息分を含め積み立てたものでございます。

2項1目選挙管理委員会費は、市町各1名選出の計4人の選挙管理委員の報酬、3項1目監査委員費は、監査委員2人分の報酬が主なものでございます。

3 款事業費、1 項 1 目低所得者利用者負担対策事業費129万58円は、社会福祉法人利用者負担軽減補助金が主なものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

4 款公債費の執行はございませんでした。

同じく、5 款予備費の執行もございませんでした。

以上、歳出合計は40億841万2,864円で、執行率は99.7%でございます。

続きまして、24ページの実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

1 の歳入総額は40億2,154万5,219円、2 の歳出総額は40億841万2,864円で、3 の歳入歳出差引額は1,313万2,355円となり、4 の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額は1,313万2,355円でございます。この実質収支額の2分の1の656万6,177円を地方自治法第233条の2及び知多北部広域連合財政調整基金条例第3条の規定により、財政調整基金繰入額といたしました。

続きまして、財産に関する調書について御説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

1 の物品で自動車及び取得価格が単品100万円以上のものについて、令和4年度中増減はなく、決算年度末現在高といたしましては自動車7台及び介護保険給付適正化システム一式でございます。

2 の基金につきましては、(1) の財政調整基金は、決算年度中に積み立てた分と取崩し分の差引き額753万5,000円増加し、年度末現在高は1億4,908万2,000円でございます。

(2) の介護給付費準備基金は、決算年度中に積立分と取崩し分の差引き額2億363万2,000円減少し、年度末現在高は15億3,771万4,000円でございます。

以上で、一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

続きまして、認定第2号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、一般会計同様、歳入は収入済額で、歳出は支出済額で主たるものを申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、12、13ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第1号被保険者保険料は、予算現額57億1,109万円に対し、調定額57億5,369万2,400円、収入済額56億9,112万7,800円で、調定に対する収納率は98.9%でございます。

また、介護保険法第200条該当による時効により、355人分1,498万5,600円を不納欠損処分いたしまして、保険料の収入未済額は4,757万9,000円でございます。

なお、1 節現年度分特別徴収保険料の314万8,900円の減額は、特別徴収分の未還付額でございます。

2 款国庫支出金は50億1,599万8,288円で、1 項 1 目介護給付費負担金並びに2 項 2 目及び3 目の地域支援事業交付金は、それぞれ介護給付費及び地域支援事業費に対する国の法定負担分でございます。

2 項 1 目調整交付金は、全国ベースで調整され、保険給付費の1.52%の交付率で交付され

たものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

4目保険者機能強化推進交付金4,584万8,000円は、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を支援するため交付されたものです。

5目介護保険保険者努力支援交付金4,710万2,000円は、介護予防と健康づくりに資する取組に活用するため交付されたものです。

6目重層的支援体制整備事業交付金1億8,795万9,000円は、3市1町の事業実施に係る交付金です。

7目事業費補助金237万1,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金です。

8目介護保険災害等臨時特例補助金2万5,000円は、東日本大震災で被災した被保険者の保険料の減免措置に対する補助金でございます。

3款支払基金交付金61億459万円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する第2号被保険者負担分の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

4款県支出金33億9,674万2,188円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分でございます。

16、17ページをお願いいたします。

中段にあります4目地域医療介護総合確保基金補助金の収入未済額54万2,000円は、令和5年度歳入として入金済みでございます。

5款財産収入89万8,501円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

6款繰入金は40億3,267万2,475円で、給付費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れた一般会計繰入金と1款保険料収入の不足分を基金から繰り入れた基金繰入金でございます。

18、19ページをお願いいたします。

下段にあります7款繰越金7億3,723万1,387円は、令和3年度決算における繰越金でございます。

20、21ページをお願いいたします。

8款諸収入1,033万9,538円の主なものは、保険料納付の遅延による延滞金、歳計現金の預金利子、交通事故等による第三者行為の損害賠償金でございます。なお、雑入のところで収入未済額2,225万7,606円が生じておりますが、これは不正請求に対する介護給付費等の返還請求分の年度末残高でございます。

以上、歳入合計は249億8,960万177円、不納欠損額1,498万5,600円、収入未済額7,037万8,606円でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

22、23ページから24、25ページまでが1款の総務費になっております。

それでは、22、23ページをお願いいたします。

1款総務費2億5,330万4,579円でございます。主なものは、第9期介護保険事業計画を策定するために実施したニーズ調査委託料、介護保険システムの借上料など介護保険事業に係

る電算システムの維持管理費用、保険料のコンビニ収納などに係る手数料、認定審査会委員の報酬、主治医意見書作成手数料及び介護認定調査委託料でございます。

26、27ページから30、31ページの上段までが2款の保険給付費になります。

26、27ページをお願いいたします。

2款保険給付費219億3,378万3,472円は、要介護及び要支援と認定された被保険者への保険給付費で、前年度と比較して3億9,909万6,657円、1.9%の増加でございます。

30、31ページの中段から32、33ページの中段までが3款地域支援事業費になります。

30、31ページをお願いいたします。

3款地域支援事業費12億3,932万7,130円は、要支援及び事業対象者と認定された被保険者への保険給付費などで、前年度と比較して5,829万4,186円、4.9%の増加でございます。

32、33ページの下段をお願いいたします。

4款保健福祉事業費9,443万5,000円は、令和3年度に交付された保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の同額を保健福祉事業支援交付金として関係市町に交付したものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

5款基金積立金3億1,114万428円は、令和3年度決算に伴う繰越分から、国・県への返還金などを差し引いた第1号被保険者の保険料を財源とした剰余金などを積み立てたものでございます。

6款諸支出金は4億3,534万5,346円で、過年度分に係る保険料の払戻金、国庫支出金等過年度分返還金でございます。

7款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は242億6,733万5,955円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書について御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

1の歳入総額は249億8,960万177円、2の歳出総額は242億6,733万5,955円で、3の歳入歳出差引額は7億2,226万4,222円となり、4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は7億2,226万4,222円ございました。

以上で、令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

認定第1号及び認定第2号につきましては、以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

引き続き、代表監査委員から決算審査結果の報告をいただきます。

代表監査委員（田中奈美）

代表監査委員の田中でございます。

議長からお許しをいただきましたので、令和4年度決算審査の実施結果につきまして補足説明をさせていただきます。

令和5年7月26日に秋葉富士子委員と共に、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から審査に付されました令和4年度知多北部広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算について決算審査を行いました。

審査に当たりましては、提出されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否について確認するため、関係帳簿等を審査するとともに、予算執行について地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の本旨に基づいて執行されているかどうかについて特に配慮をしつつ、関係職員の出席、説明を求めて実施いたしました。

審査の結果、お手元にございます決算審査意見書に記載されておりますように、関係書類につきましては、地方自治法施行規則に定められました様式に従っており、計数においては決算を適正に表示しているものと認められ、また、予算執行についても地方自治法及び地方財政法の規定の本旨に従って行われており、目的はおおむね達成されたものと認められました。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果報告の補足説明とさせていただきます。

議長（鷹羽琴美）

これより一括質疑に入ります。

お手元に配付しました議案質疑の通告一覧に従い、質疑をしていただきます。

3番中村義幸議員の発言を許します。

3番（中村義幸）

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

認定第2号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、歳入の12ページから13ページのところ、1款1項1目3節の滞納繰越分保険料、介護保険料の時効の年数と不納欠損金額1,498万5,600円の各市町の内訳が幾らか教えていただきたいと思っております。

事業課長（三ツ矢 誠）

御質問の歳入1款1項1目3節滞納繰越分保険料、介護保険料の時効の年数と不納欠損額1,498万5,600円の各市町の内訳は幾らかについてでございますが、介護保険料の時効は、介護保険法第200条第1項で2年を経過したときと規定されております。

各市町の内訳でございますが、東海市481万3,900円、大府市449万7,100円、知多市398万1,600円、東浦町169万3,000円です。

以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

答弁は終わりましたが、中村議員、再質問はありませんか。

3 番（中村義幸）

再質問としてお伺いをいたします。

不納欠損金の負担は、市町ごとの精算をしているのか。また精算をしていないのなら、負担の方法に不公平は生じていないか、お伺いいたします。

事業課長（三ツ矢 誠）

御質問の市町ごとに精算をしているのかについてでございますが、不納欠損額の精算を含め各事業で要した経費は事業ごとに市町へ精算するのではなく、各事業で要した経費を積み重ねた総額で市町へ精算しております。

負担方法につきましては、知多北部広域連合規約第18条の2に定められた高齢者等の人口割合で精算をしているため、市町間で不公平は生じていないものと考えております。

今後も、構成市町で支え合う広域的運営のメリットを生かした運営をまいります。

以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

以上で3番中村義幸議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号「令和4年度知多北部広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、認定第2号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定されました。

---

議長（鷹羽琴美）

日程第6、議案第12号「令和5年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び  
日程第7、議案第13号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1

号) 」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（阪野嘉代子）

ただいま上程されました議案第12号及び議案第13号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第12号「令和5年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,084万2,000円を追加し、予算の総額を42億49万2,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、1項1目国庫負担金は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の決算額確定に伴い、国負担分338万1,000円の追加交付を受けるものでございます。

3款県支出金、1項1目県負担金は、2款国庫支出金と同様に、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の県負担分169万1,000円の追加交付を受けるものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の令和4年度決算に伴う負担金の精算により、不足となった低所得者保険料軽減分の財源とするため基金を取り崩すもので、169万1,000円を増額するものでございます。

2項1目介護保険事業特別会計繰入金は、同じく令和4年度決算に伴う負担金の精算により、特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、1億6,951万2,000円を増額補正するものでございます。

6款繰越金、1項1目繰越金は、一般会計の令和4年度決算に伴い、繰越額が確定したため456万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費は、関係市町へ支払う介護保険事業特別会計精算返還金として1億6,951万2,000円を計上するもの、また、低所得者保険料軽減繰出金として676万3,000円を増額するものでございます。

2目財政調整基金費は、繰越金456万7,000円を増額補正し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第13号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年度決算に伴う繰越金及び事業費精算等で、補正額といたしましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,690万9,000円を追加し、予算の総額を265億1,119万9,000円とするものでございます。

歳入から御説明申し上げます。

8、9ページをお願いいたします。

1款保険料において、当初の見込みよりも減免措置を受けた低所得者が増加したため、現年度分特別徴収保険料270万8,000円を減額するものでございます。

次に、2款国庫支出金、2項6目重層的支援体制整備事業交付金は、令和4年度事業費確定に伴い、交付金の追加を受けるため194万1,000円を計上するものでございます。

次に、4款県支出金、2項3目重層的支援体制整備事業交付金も、交付金の追加を受けるため64万5,000円を計上するものでございます。

次に、6款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金は、対象被保険者が当初の見込みより増加したため、現年度分といたしまして270万8,000円を増額するとともに、令和4年度事業費確定に伴い過年度分として405万5,000円を計上し、一般会計を通じて国・県からの支出金の追加交付を受けるものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

次に、7款繰越金、1項1目繰越金は、令和4年度決算の確定に伴い7億2,026万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページをお願いします。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和4年度保険給付費、地域支援事業及び保険料収入の確定に伴い、前年度繰越金に含まれる保険料等を基金に積み立てるもので、2億3,710万1,000円を増額するものでございます。

内訳は、保険料分2億3,304万6,000円、低所得者保険料軽減分405万5,000円でございます。

次に、6款諸支出金、1項3目償還金は、保険給付費の確定に伴う国庫支出金等過年度分返還金で、3億2,029万6,000円を計上するものでございます。

同じく、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、令和4年度の市町負担金の精算に伴い、一般会計繰出金として1億6,951万2,000円を計上するものでございます。

内訳は、介護給付費分1億1,917万6,000円、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分1,479万5,000円、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分396万7,000円、事務費精算分3,157万4,000円でございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

議案第12号及び議案第13号につきましては以上でございます。

議長（鷹羽琴美）

これより一括質疑に入りますが、こちらは事前の質疑の通告はございませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号「令和5年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第13号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

---

議長(鷹羽琴美)

次に、日程第8、「議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配付いたしました議員の派遣についてのとおり、令和5年度議会行政視察について、(1)派遣目的及び(2)派遣場所は、岐阜県の揖斐広域連合における介護保険事業及び議会制度に対する調査研究並びに富山県のとやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける介護現場で使用する介護ロボットの体験等、(3)派遣期間は令和5年10月2日から3日の2日間、(4)派遣議員は、議員全員を派遣するものであります。

お諮りいたします。以上のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、配付いたしました議員の派遣についてのとおり、派遣することに決定いたしました。

---

議長(鷹羽琴美)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(花田勝重)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして、令和4年度決算の認定及び令和5年度補正予算の議決をいただきました。まづもってお礼を申し上げます。

議決をいただきました内容につきましては、職員一同、十分心して取り組み、今後も介護保険の広域的運営のメリットを生かし、よりよい運営を目指してまいりますので、議員の皆様

様におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（鷹羽琴美）

これをもちまして、令和5年知多北部広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

（8月25日 午後2時40分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (5番) 鷹 羽 琴 美

議 員 (12番) 藤 井 貴 範

議 員 (13番) 鏡 味 昭 史